

# 令和4年度掛川市原子力市民学習会 質問等一覧

令和4年7月22日に開催いたしました原子力市民学習会の際に寄せられました皆様からのご質問等に対する回答及び寄せられましたご意見を公表いたします。

回答内容についてのご質問がありましたら、危機管理課危機政策係（0537-21-1131）までお問い合わせください。

## 1 質疑応答（質問シートにて寄せられたご意見、質問に対する回答を記載しています。）

No.	質問（要旨）	回 答
1	広域避難先の愛知県と富山県の受入場所（避難所）の連絡先を教えてください。	避難先市町村における避難所は、一斉に開設されるわけではありません。避難所は1カ所ずつ開設され、避難経由所での避難者の割り振りの状況に応じて、随時開設が行われることとなります。 そのため、現時点で市民の皆様が向かわれる避難所は決まっているわけではありませんので、連絡先等をお伝えすることはできません。
2	避難先までの避難ルートを教えてください。（ルート1～3、国道は除く）	単独災害時においても避難時の混雑、渋滞を避けるため、または複合災害時には道路の被災状況を考慮して、複数の避難ルートを想定する必要があります。 また、県外への広域避難に際しては、避難退域時検査を必ず受ける必要があることから、静岡県と調整を図り、避難退域時検査場所を通過することができるルートの検討を行っております。
3	原子力災害発生時の責任は中部電力にあるのでしょうか？	原子力事業者の責任については、国の原子力災害対策指針において、「原子力事業者が、災害の原因である事故等の収束に一義的な責任を有することを認識する必要がある。」とされており、原子力災害に対する原子力事業者の責務は当然ながら大きいものがあると考えております。
4	想定外の基準を教えてください。	原子力規制委員会では、福島第一原子力発電所の事故を踏まえて、世界最高水準の新規制基準を平成25年7月に施行しました。現在、中部電力では新規制基準に適合するために、浜岡原子力発電所で想定する津波高を海拔22.7m、最大地震を1,200ガルまたは2,000ガルとして原子力規制委員会の審査を受けています。 ※ ガル（Gal）は、地震の揺れの強さを表すのに用いる加速度の単位で、人間や建物に瞬間的にかかる力（揺れ）を意味します。被災した福島第一原子力発電所では、最大550ガルが観測されました。

No.	質問（要旨）	回 答
5	原子力発電所の再稼働の条件を教えてください。	<p>国の方針（エネルギー基本計画）は、東京電力福島第一原子力発電所事故に対する反省が原子力政策の出発点として、いかなる事情よりも安全性が全てにおいて優先され、国民の懸念の解消に全力を挙げることや理解と協力が得られていることを前提として、原子力規制委員会により、世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合のみ、再稼働が進められるとしています。</p> <p>すでに再稼働している原子力発電所では、新規規制基準の審査合格、立地自治体（市町村及び道県）の理解、緊急時対応の取りまとめ（避難計画の具体化、充実化）が行われておりますが、具体的なルールとして定められたものではありません。</p> <p>国が再稼働に関する具体的なルールを定めるように要望しています。</p>
6	再稼働の条件の責任はどこにありますか？	<p>東日本大震災により、国が浜岡原子力発電所の停止を要請したことから、掛川市としては、国が再稼働に関する具体的なルールを定めるように要望しています。</p>
7	避難退域時検査場所はどこに設置されますか？	<p>避難退域時検査は、静岡県がUPZ境界周辺の静岡県内で実施することとされ、原子力緊急事態において、避難対象範囲や人数、避難経路等を考慮して避難退域時検査場所が開設されます。</p> <p>検査場所の候補箇所として、UPZの東方及び西方の公共施設や高速道路のサービスエリア・パーキングエリア等があらかじめ定められております。</p> <p>■避難退域時検査場所 設置候補箇所</p> <p>（西方）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東名高速道路：遠州豊田PA、三方原PA、浜名湖SA、航空自衛隊浜松基地</li> <li>・ 新東名高速道路：遠州森町PA、浜松SA</li> <li>・ 国道1号：（調整中）</li> <li>・ 国道150号：竜洋海洋公園</li> <li>・ 県道：（調整中） ・ 森町内：町内公共施設</li> </ul> <p>（東方）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東名高速道路：日本坂PA、日本平PA、</li> <li>・ 新東名高速道路：藤枝PA、静岡SA、清水PA</li> <li>・ 国道1号：うぐいすPA、県工業技術研究所</li> <li>・ 国道150号：（調整中） ・ 川根本町内：町内公共施設</li> </ul>
8	富山県への広域避難は机上の空論ではないでしょうか？	<p>広域避難については、課題が多くあります。燃料（ガソリン）の確保、渋滞対策、自家用車での避難が困難な方の避難手段（バスや福祉車両）の確保などが考えられます。</p> <p>また、富山県への広域避難では冬季の場合は雪道であるこ</p>

No.	質問（要旨）	回 答
		<p>とが想定されます。雪道に不慣れであること、スタッドレスタイヤ・チェーンが無いなどの問題もあります。</p> <p>今後は、静岡県とも連絡を取りながら、ワークショップ形式にて皆様との議論を深め、避難時の課題解決に努めて実効性を高めてまいりたいと考えております。</p>
9	<p>原子力災害（原子力事故）に際しては、全員助からないのではないですか？</p>	<p>原子力災害（原子力事故）が、万が一、発生したとしても市内全域に放射性物質が必ずしも拡散するわけではありません。風向きや降雨の状況により、放射性物質が広まる範囲は異なります。しかしながら、掛川市は市内全域がUPZに指定されているように、市内全域において原子力災害に備える必要があるものと考えております。</p> <p>御心配されているような事態にならないために、本日の学習会は、放射線の基礎的な知識と掛川市の広域避難についても情報を皆様にお伝えすることで、少しでも被ばくのおそれを減らすために開催させていただきました。</p> <p>原子力規制委員会は、福島第一原子力発電所の事故の教訓から、「放射線被ばくによる確定的な健康影響は見られなかった（※）」とする一方で、「国や県の避難指示が適切でなく、避難に伴って亡くなられた「災害関連死」はおり、準備が不十分な避難が犠牲者を出す結果につながった。」との見解を示しています。</p> <p>こうした教訓と経験を踏まえ、防護措置の基本的な考え方として、「重点区域の見直し」「緊急事態区分の整備」「新たな判断基準」が導入されました。</p> <p>具体的には、掛川市全域がUPZ（緊急時防護措置を準備する区域）に設定し、全面緊急事態で住民等の屋内退避、空間放射線量に基づいた避難（一時移転）等の対応がとられます。</p> <p>今後も、国・県等の関係機関と連携を深めながら、避難計画の具体化・充実化を進めていき、原子力災害時においても最大限、市民の皆様の安全の確保に努めてまいります。</p> <p>（※）国連科学委員会においても、「福島第一原子力発電所の事故では、放射線被ばくを原因とする健康被害は認められない」と公表されています。</p>
10	<p>福島第一原子力発電所の処理水の海洋放出が決定されているが、放出量が多く問題はないのでしょうか？</p>	<p>原子力規制委員会が、福島第一原子力発電所の処理水の海洋放出についての審査を行い、許可を出しています。</p> <p>海洋放出に際しては、トリチウム以外の放射性物質を規制基準以下に浄化したうえで、海水でトリチウム濃度を希釈することで、放射性物質の濃度を、規制基準を下回る1,500Bq/L未満まで抑えて実施されるということです。</p>

No.	質問（要旨）	回 答
		<p>なお、この濃度は国の安全規制基準（※）である 60,000Bq/L の 40 分の 1 以下、WHO の飲料水水質ガイドラインである 10,000Bq/L の 7 分の 1 程度となっています。</p> <p>（※）国のトリチウムを含む水の環境放出の規制基準は（1 リットルあたり 60,000 ベクレル）は、原子力施設の放水口から出る水を、毎日、その濃度で約 2 リットル飲み続けた場合、1 年間で 1 mSv の被ばくとなる濃度から定められています。</p> <p>【参考】自然放射線から受ける被ばく量（日本）：約 2.1 mSv/年</p>
11	<p>訓練（図上・実働）の実施が必要と感じました。</p>	<p>現時点において、広域避難計画の方針については課題も多く、実効性が不十分であると認識しております。</p> <p>訓練を繰り返し実施することで、課題の把握、解決に努めるとともに、職員の知識や技能の習熟を図り、万が一、災害が発生した際に、的確な対応をとることができるように努めてまいります。</p> <p>原子力防災訓練については、静岡県とも連携して情報受伝達訓練、図上訓練や実働訓練を行っております。実働訓練は、住民参加も検討しておりますので、御協力をお願いいたします。</p> <p>■掛川市における実働訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安定ヨウ素剤緊急配布訓練</li> <li>・放射線防護施設稼働訓練</li> <li>・要配慮者搬送訓練</li> </ul> <p>■静岡県と連携して行う実働訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難退域時検査場所運営訓練</li> <li>・避難経路所開設運営訓練</li> </ul>
12	<p>掛川市の原子力災害についての学習は広報で知らされてから半年が経過しています。避難の必要性が今回の発表で詳しく説明されていたと思います。</p>	<p>令和3年11月の広報かけがわに広域避難に関する記事を掲載させていただきました。</p> <p>現在、避難先市町村と避難経路所に係るマニュアル策定等について協議を進めておりますので、進捗に応じて状況等の広報に努めてまいりたいと思います。</p>
13	<p>単独災害や複合災害などの場合の避難場所は資料に掲載されていますが、「検査済証」がなければ避難できないとすると避難場所はどこになるのでしょうか？具体的な場所がなければ検査を受けることも証明書をもらうこともできないと感じました。</p>	<p>原子力災害時における県外広域避難は、大きく3つのステップに分かれます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①避難退域時検査場所にて検査を受ける</li> <li>②避難経路所にて受付、避難所の割振りを受ける</li> <li>③割振られた避難所へ向かう</li> </ol> <p>各地区の避難先市町村は決定しており、スライド14～17に記載しておりますので御確認ください。</p> <p>避難退域時検査場所は、主要な高速道路や国道沿いに設置されることが想定されますので、それぞれの避難経路上に設置された避難退域時検査場所を通過するようにしてください。（設置候補箇所はNo. 7を参照。）</p>

No.	質問（要旨）	回 答
		<p>避難退域時検査場所にて、検査（放射線測定）を必ず受けて「検査済証」がなければ、避難先市町村でも受け入れができないとする理由は、放射性物質の拡散を防止し、被ばくのおそれを無くすためであることを御理解ください。</p> <p>「検査済証」をもって避難先市町村へ向かうこととなりますが、掛川市民は避難先市町村の地理に疎く、いきなり避難所に向かっていたことは難しいと考えます。そこで、だれもが目的地としやすい大きな公共施設等を「避難経路所」として位置づけて、目指していただくこととなります。各避難先市町村の「避難経路所」は、スライド 14～17 に記載しております。</p> <p>「避難経路所」では、避難者の受付、検査済証の確認、避難所の割振り、避難所の案内が行われますので、それぞれ割振りを受けた避難所に向かっていたこととなります。</p> <p>なお、「避難経路所」は、すべての避難先市町村で一斉に開設されるのではなく、掛川市内で避難対象となった避難単位に属する地区の避難先市町村においてのみ開設・運営され、「避難所」も同様となります。</p>
14	<p>広域避難計画の方針についての実効性はどのようにして高めていくのですか？</p>	<p>現時点では、広域避難計画の方針について課題も多く、実効性が不十分であると認識しております。</p> <p>平成 29 年より千浜地区、大東区域、大須賀区域、掛川区域の市内全域にて市民学習会を実施し、放射線の基礎的な知識や県外広域避難に関する情報をお伝えさせていただきました。</p> <p>今後は、改めて地域の皆様とワークショップ形式にて避難にかかる課題等についての議論を深めていき、様々な課題の解決につなげ、計画の実効性を高めていきたいと考えております。</p> <p>また、訓練を繰り返し実施していくことにより、策定した計画の課題の把握、解決に取り組んでいきます。</p>
15	<p>改訂される予定の防災ガイドブックも実効性のないものになるのではないですか？</p>	<p>防災ガイドブックでは、原子力災害だけでなく掛川市で想定される災害について記載しております。</p> <p>そのため、ページ数にも限りがあり、詳細な情報を細かく記載することが困難です。</p> <p>防災ガイドブックに限らず、HP やその他様々な媒体を活用して、皆様に必要な情報を発信していきたいと考えております。</p>
16	<p>大東区域、大須賀区域でも同様な学習会の開催が必要と思われます。</p>	<p>平成 29 年度に千浜地区、平成 30 年度に大東区域、令和元年度に大須賀区域にて実施済みとなっております。</p> <p>今回の掛川区域での開催により市内全域での実施となりましたので、今後は改めて地域の皆様とワークショップ形式での議論の場を設定し、計画の実効性を高めていきたいと考え</p>

No.	質問（要旨）	回 答
		ております。
17	<p>地区毎の具体的な避難ルートの周知が必要ではないでしょうか？</p>	<p>ご指摘のとおり、市民の皆様の安全な避難のためには事前に避難ルート等を周知しておくことが重要であると認識しております。</p> <p>地区毎に単独災害及び複合災害時における避難ルートを複数想定して、出発地点（主要な道路のIC等）から避難退域時検査場所の設置候補地、終着点の避難経由所等が記載された地図等を用意する必要があると考えております。</p>
18	<p>原子力災害に際して、どのように避難行動をとれば良いかわからなかったです。（屋内退避～広域避難）</p>	<p>原子力災害が発生するおそれが生じた場合には、原子力災害対策指針に基づき、発電所の状況や放射線測定値等により緊急事態を国が判断し、国、県、市、事業者等が連携して避難等を実施していきます。掛川市では、屋内退避と避難（一時移転）の実施が指示されます。</p> <p><b>【放射性物質放出前】</b></p> <p>①警戒事態  事象：県内で震度6弱以上の地震が観測  対応：情報収集（テレビ、ラジオ、インターネット等）</p> <p>②施設敷地緊急事態  事象：発電所の全交流電源の喪失など  対応：屋内退避の準備</p> <p>③全面緊急事態  事象：原子炉を冷却する全ての機能の喪失など  対応：屋内退避の実施、避難（一時移転）の準備</p> <p><b>【放射性物質放出後】</b> 対応：屋内退避の継続</p> <p>④O I L 1  基準：空間放射線量率 500 <math>\mu</math> Sv/h 超過  対応：対象となる避難単位について県外広域避難の実施  緊急時モニタリングにより、空間放射線量率が 500 <math>\mu</math> Sv/h を超過した区域（避難単位）を数時間を目途に特定します。避難指示を出す避難単位について、1日を目安に速やかに避難を実施します。</p> <p>⑤O I L 2  基準：空間放射線量率 20 <math>\mu</math> Sv/h 超過  対応：対象となる避難単位について一時移転の実施  緊急時モニタリングにより、空間放射線量率が 20 <math>\mu</math> Sv/h を超過した区域（避難単位）を1日以内を目途に特定します。一時移転を出す避難単位について、1週間を目安に一時移転を実施します。</p>

No.	質問（要旨）	回 答
		<p>■ 屋内退避とは</p> <p>住民等が比較的容易にとることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や放射線を遮へいすることにより被ばくの低減を図るものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放射性物質を含む外気の侵入を防ぎます。窓、扉、換気扇等の開口部の閉鎖を行いましょう。</li> <li>・身体に付着した放射性物質を洗い流します。外から帰ってきたときは、着替えて顔や手足を洗い、うがいをしましょう。着替えた衣服もビニール袋に保管し、他の衣服と区別し、袋の口をしっかりとしばりましょう。</li> <li>・テレビ、ラジオ、インターネット等により正確な情報の収集に努めましょう。</li> <li>・指示があるまでは、外出を控えましょう。</li> </ul> <p>■ 広域避難（一時移転）</p> <p>住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合にとる対応であり、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより被ばくの低減を図るものです。</p> <p>緊急時モニタリングにより速やかに汚染範囲の特定を行い、避難（一時移転）が必要な区域（避難単位）について避難指示を実施いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安定ヨウ素剤の緊急配布、服用指示</li> <li>・避難退域時検査の実施、「検査済証」の交付</li> <li>・避難経由所にて受付、避難所の割振り等</li> </ul>
19	放射線とは何でしょうか？	<p>アルファ線（<math>\alpha</math>線）、ベータ線（<math>\beta</math>線）、中性子線などの粒子線と電磁波であるガンマ線（<math>\gamma</math>線）、X線などの電磁放射線に分類され、いずれも電離作用をもったものを放射線といいます。</p> <p>放射線は人体の五感で感じることはできませんので、放射線の測定には電離作用を利用した電離箱やGM管式サーベイメータ、蛍光作用を利用したNaIシンチレーション検出器などが用いられます。</p> <p>一度に多量の放射線を受けると人体に影響がでますが、短い期間に100mSv以下の低い放射線量を受けることで癌などの病気になるかどうかについては、明確な証拠はありません。癌になる可能性やそのリスクとなる要因には様々なものがあり、リスク評価の考え方として放射線防護上は100mSv以下の放射線量であっても、被ばく線量に比例して発癌リスクが増加するという考え方が採用されています。</p> <p>この考え方にしたがってリスク評価した場合、年間20mSvを被ばくすると仮定した場合のリスクは、他の発癌要因（例えば、喫煙は1000～2000mSv、野菜不足でも100～200mSv相当に</p>

No.	質問（要旨）	回 答
		<p>換算)によるリスクと比べても低いこと、また、放射線防護措置に伴うリスク（避難によるストレス、屋外活動を避けることによる運動不足など）と比べられる程度であると評価されています。</p> <p>100mSv 以下の被ばく線量では、被ばくによる発癌リスクは生活環境中の他の要因による発癌の影響はよって隠れてしまうほど小さいため、放射線による発癌リスクの明らかな増加を証明することは難しいということが国際的な認識となっています。</p>
20	<p>避難元が地区単位では、住んでいる地域がどこに該当するのかわかりません。地区のあとに自治区名も記載した方が良いのではないのでしょうか？</p>	<p>今回の資料は、地区のみの記載のため分かり難いところもあり、御迷惑をおかけいたしました。</p> <p>人によっては地区名に馴染みがなく、すぐにお住まいの自治区がどこに広域避難するのは分からないことも考えられますので、表示方法については検討いたします。</p> <p>また、掛川市HPには各地区に属する自治区・小区を紹介するページもありますので、ご確認ください。</p> <p>■掛川市ホームページ  「地区・自治区・小区 掛川区域」  <a href="https://www.kakegawa.shizuoka.jp/gyosei/docs/9852.html">https://www.kakegawa.shizuoka.jp/gyosei/docs/9852.html</a>  「地区・自治区・小区 大東・大須賀区域」  <a href="https://www.kakegawa.shizuoka.jp/gyosei/docs/9853.html">https://www.kakegawa.shizuoka.jp/gyosei/docs/9853.html</a></p>
21	<p>7月21日付け中日新聞に掲載された浜岡原子力発電所の防潮堤かさ上げについて原子力規制委員長が簡単ではないと言及した点について、どのようにお考えでしょうか？</p>	<p>浜岡原子力発電所は、現在、原子力規制委員会の審査を受けているところです。審査結果が出ましたら、国、原子力事業者より説明を求めたいと考えています。</p>
22	<p>広域避難前の放射線測定時、基準値以上となった場合の対応はどうなりますか？</p>	<p>■ 避難（一時移転）の対象区域の特定</p> <p>国がOILに基づき、避難（一時移転）を実施する範囲を決定し、県・市が円滑な避難（一時移転）を実施するために、避難単位ごとに空間放射線量の測定を実施いたします。</p> <p>基準値を超過した避難単位について、計測された放射線量率により避難及び一時移転が実施されます。</p> <p>地上1mで計測した場合の空間放射線量率が500μSv/hを超過する場合には、数時間を目途に区域を特定し、速やか（1日を目安）に避難を実施します。20μSv/hを超過する場合には、1日以内を目途に区域を特定し、1週間程度内に一時移転を実施します。</p>



No.	質問（要旨）	回 答
		<p>■ 避難退域時検査</p> <p>自家用車やバス等の車両を利用して避難等をする住民の検査は、乗員の検査の代用として、まず車両の検査を行います。</p> <p>この結果がO I L 4以下（40,000cpm（β線）以下）でない場合には、乗員の代表者に対して検査を行います。この代表者がO I L 4以下でない場合には、乗員全員に対して検査を行います。携行物品の検査は、これを携行している住民がO I L 4以下でない場合にのみ検査を行います。</p> <p>検査の結果O I L 4以下でない住民、40,000cpm（β線）以下でない車両及び携行物品には簡易除染を行います。簡易除染によってもO I L 4以下にならない住民は除染が行える機関で除染を行います。</p> <p>簡易除染後もO I L 4以下にならなかった場合の処置に関しては、以下のとおりです。</p> <p>住民の氏名、連絡先、年月日及び検査結果の情報を記録します。当該住民に対しては、追加の除染を行う必要があるため、検査結果を記載した書面を渡すとともに、O I L 4以下でない部位をタオル等で覆うなどして拡散防止処置を施した上で、除染処置について専門的な知識及び技能を有する機関まで移動をお願いすることになります。</p>
23	<p>人工物である原子力発電所の事故発生による放射性物質の放出は、市民には認識できないことから、原子力事業者の正確で誠意ある情報公開と行政の適切な対応が非常に重要になります。</p> <p>情報伝達等のプロセスはどのようになっているのでしょうか？</p>	<p>安全協定に基づき、原子力発電所で事故・故障等が発生した場合には、原子力事業者から市に通報連絡があります。</p> <p>原子力災害に至った場合には、オフサイトセンターに職員を派遣し、国・県の原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、原子力事業者、その他関係機関等と相互に連携して災害に対応することになります。</p> <p>住民への情報伝達にあたっては、同報無線、テレビ・ラジオや広報車を活用して実施していきます。また、安否情報、交通情報、各種お問い合わせ先などを随時確認できるように、インターネットやスマートフォン等を利用した的確な情報提供に努めてまいります。</p>
24	<p>広域避難計画（単独災害・複合災害）について以前より「県外への広域避難」は伝えられていたが、市内各地区での具体的な周知・議論には至っていないと感じられます。そのため、計画の実効性には大きな疑問があります。</p> <p>①緊急に避難を要する場合の対応      人員の把握、健康状態のチェック、高齢者、乳幼児・児童、移動困難者 等</p> <p>②受入れ先との意思疎通</p>	<p>① 緊急時モニタリングにより避難対象となる区域（避難単位）を特定し、避難単位内に居住する住民等が避難対象者数となります。原則、自家用車での避難となりますが、自家用車での避難が困難な方（高齢者、移動困難者等）については、一時集合場所（広域避難所）からバスや福祉車両等により避難を実施することになります。</p> <p>② 避難等の際は、静岡県が愛知県に受入れの可否を確認のうえ、避難等を行います。大規模地震等により、愛知県や愛知県内の市町村が災害対策本部を設置するなど、避難者の受入れが困難な場合には、富山県に受入れの可否の確認のうえ、避</p>

No.	質問（要旨）	回 答
	<p>愛知県、富山県でも同一の状況が発生した場合</p> <p>③コロナ禍での避難の可否</p>	<p>難等を行います。なお、愛知県、富山県ともに受入れが困難な場合には、静岡県から政府原子力災害対策本部に、全国規模の受入れ支援調整を要請することになります。</p> <p>③ 避難（一時移転）は、住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合に採るべき防護措置であり、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図るものです。</p> <p>そのため、コロナ禍であっても感染症対策を避難先市町村と協力して行い、避難を実施する必要があると考えます。</p>
25	<p>安定ヨウ素剤の配布について</p> <p>①安定ヨウ素剤の効能対象年齢はありますか？</p> <p>②ヨウ素剤アレルギーを持つ者に対する配慮・対策はありますか？</p>	<p>① 原子力規制委員会において、疫学的知見として原爆被爆者については40歳以上の甲状腺がんの発症について統計的に線量依存症の有意な上昇は確認されておらず、チェルノブイリについても事故当時40歳以上であった人における甲状腺がん発症のリスク上昇は証明されていないことが提示されたことを受け、事前配布対象区域（PAZ）においては、原則として40歳未満の方、40歳以上であっても妊婦、授乳婦及び事前配布の時点で挙児希望のある女性を優先することとされています。</p> <p>また、緊急配布対象区域（UPZ）では、放射性物質放出後の配布となるため、年齢にかかわらず配布対象として良いとされています。</p> <p>② 安定ヨウ素成分、またはヨウ素に対して過敏症の既往歴のある方は、安定ヨウ素剤を服用することができません。また、特定の症状を有する方、特定の薬剤を服用している方については、慎重な服用が求められます。</p> <p>安定ヨウ素剤は、放射性ヨウ素による甲状腺への内部被ばくの予防または低減のみに効果があり、放射性ヨウ素以外の放射性物質による被ばくを抑えることはできません。</p> <p>また、安定ヨウ素剤を服用することにより、甲状腺に既に生じた放射線障害を被ばく前に戻すことはできず、放射性ヨウ素が体内に取り込まれること自体を防ぐこともできないため、服用ができない方や慎重な服用が必要な方で服用を取りやめる方について、代替の対策はなく、速やかな避難をお願いすることになります。</p>
26	<p>広域避難の実施イメージについて</p> <p>①広域避難にかかり交通手段等のない方が集まる「一時集合場所」とは、災害時の広域避難所で良いでしょうか？</p> <p>②バスや福祉車両は現時点でどのくらい確保されていますか？</p>	<p>① 自家用車での避難が困難な住民等は、一時集合場所からバスや福祉車両等により避難等を行っていただきます。その際の一時集合場所は、複合災害との整合性を図るため、地震災害時等の広域避難所としています。</p> <p>② バスについては、静岡県が静岡県バス協会と協定を締結しており、避難車両として使用できるバスの確保に努めております。</p>

No.	質問（要旨）	回 答
		<p>また、福祉車両については、浜岡原子力発電所から概ね 20 キロ圏内の避難行動要支援者（800 人）を予防的に避難していただくために必要な車両が 27 台となっております。現在、社会福祉施設等が保有し、災害時に対応可能な福祉車両が 12 台あります。残りの 15 台は、中部電力株式会社保有の福祉車両を市内社会福祉事業所に配備し、緊急時の避難車両として使用いたします。</p> <p>福祉車両配備：（R3）4 台配備済、（R4）6 台配備中 （R5）5 台配備予定</p>
27	<p>避難退域時検査場所について</p> <p>①地図記載の 8 カ所は確定でしょうか？</p> <p>②検査を受けるのはどこでも良いのでしょうか？また、自家用車避難のタイミングで検査場所は開設されているでしょうか？</p>	<p>① 避難退域時検査は、静岡県がUPZ境界周辺の静岡県内で実施することとされ、原子力緊急事態において、避難対象範囲や人数、避難経路等を考慮して避難退域時検査場所が開設されます。</p> <p>検査場所の候補箇所として、UPZの東方及び西方の公共施設や高速道路のサービスエリア・パーキングエリア等があらかじめ定められております。（No. 7を参照。）</p> <p>② 想定される避難経路上に避難退域時検査場所が開設されます。検査を受ける検査場所の定めはありませんが、速やかな避難とするために、避難経路上に開設された検査場所にて検査を受けることが望ましいと考えます。</p> <p>避難退域時検査は、避難指示を受けたUPZ内の住民等が広域避難に際して、受けなければならないものとされており、また、避難（一時移転）の迅速性を損なわないこともされています。UPZ内に避難指示が出され、避難を実施する段階においては、静岡県にて検査場所が開設され、滞りなく検査を受けることができるものと考えます。</p>
28	<p>食品中の放射性物質の基準値について</p> <p>放射性セシウムを含む汚染水の海洋放出が課題となっていますが、飲食物中に含まれる放射性物質の基準値はどのようになっていますか？</p>	<p>放射性物質放出後、OILに基づき国が一時移転対象地域の地域生産物の摂取制限及び出荷制限を実施するように国、県から市に指示があった場合は、当該対象地域において地域生産物の摂取制限及び出荷制限が実施されます。</p> <p>OILの基準を超過した地域を対象に国及び県からの要請又は市の独自判断により、飲料水や食品の放射性物質による汚染状況の調査が実施されます。</p> <p>■飲食物に係るスクリーニング基準</p> <p>OIL6 (0.5<math>\mu</math>Sv/h)：数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域の特定を行う。</p> <p>■飲食物の摂取を制限する基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・飲料水、牛乳、乳製品</li> <li>放射性ヨウ素：300Bq/kg</li> <li>放射性セシウム：200Bq/kg</li> </ul>

No.	質問（要旨）	回 答
		<p>プルトニウム及び超ウラン元素アルファ核種：1 Bq/kg  ウラン：20Bq/kg</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他</li> </ul> <p>放射性ヨウ素：2000Bq/kg  放射性セシウム：500Bq/kg  プルトニウム及び超ウラン元素アルファ核種：10Bq/kg  ウラン：100Bq/kg</p> <p>□核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度（令和2年3月18日原子力規制委員会）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水中の濃度限度（3月間の平均濃度）  セシウム137濃度限度：<math>9 \times 10^{-2}</math>Bq/cm<sup>3</sup></li> </ul> <p>□厚生労働省HP（平成24年4月～）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放射性セシウムの基準値</li> </ul> <p>飲料水：10Bq/kg  乳幼児食品：50Bq/kg  牛乳：50Bq/kg  一般食品：100Bq/kg</p>

## 2 ご意見一覧（質問シートに記載されたご意見をそのまま記載しています。）

- ・判りやすい説明で良かった。
- ・放射線が自然界に存在すること、その存在は人間にほぼ無害であることは理解できました。
- ・原子力（平和利用）の活用は良いことですが、その終末処理（無害にすることは無理）が見当たらない現在、再稼働には反対です。